

建設リサイクル法届出書の作成について

◎届出に必要な書類

①届出書（変更届出書）

②届出書別表1～3（分別解体等の計画等）

以下の別表1～3のうち、工事種類により該当するものを添付すること。

- ・別表1：建築物に係る解体工事
- ・別表2：建築物に係る新築工事（新築・増築・修繕・模様替）
- ・別表3：建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事（土木工事等）

③委任状

代理人が届け出る場合には委任状が必要で、委任状の添付がなければ届出時に訂正はできません。

- ・施工請負業者が届け出る場合：届出者の委任状が必要となり、代理人名は届出窓口に来られる方の名前として下さい。
- ・届出者（発注者又は自主施工者）が法人で、代表者本人ではなく社員が代理で届け出る場合、委任状の添付は必要ありませんが社員であることが証明できるものの提示をお願いします。（社員証・名刺など）

④案内図（現場位置図）

住宅地図又は白地図（1/2500程度）等に工事場所を朱色で明示したものを。

⑤届出対象物の設計図又は写真

建築物等の設計図、又は現状を示す明瞭な写真が添付されていること。

- ・設計図の場合：規模が確認できる立面図を1面以上添付するものとし、サイズは原則としてA4とするがA4以外のサイズの場合はA4の大きさに折りたたむものとする。
- ・写真の場合：規模が確認できる外観写真（カラー写真）を1面以上A4サイズの台紙に貼り付けするものとし、写真のサイズはサービスサイズ等とする。

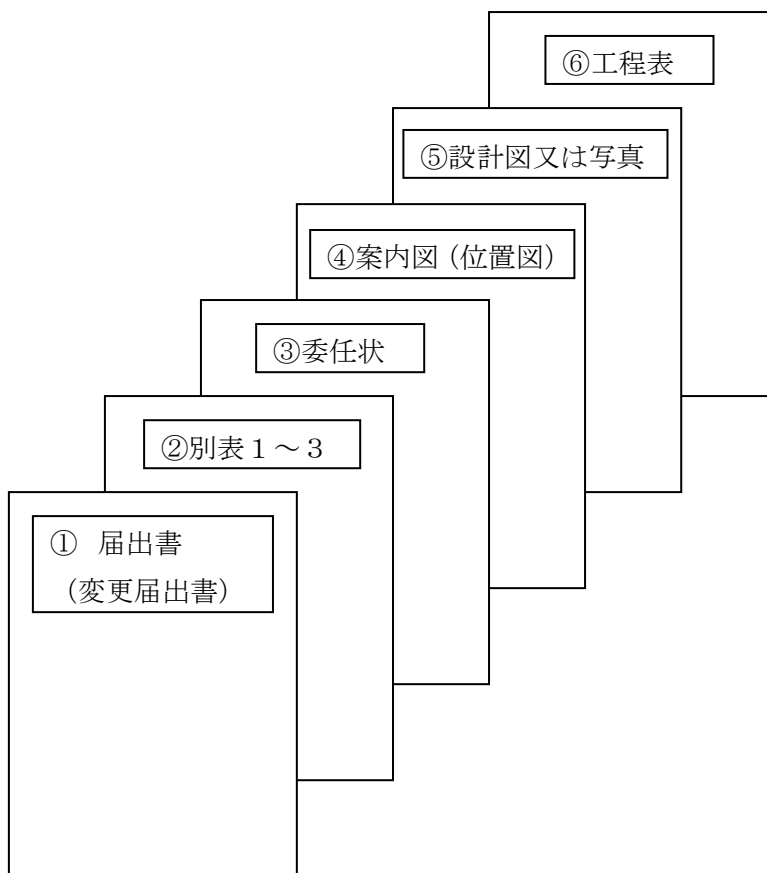
⑥工程表

届出書（5.工程の概要）に工程を記載することが出来ない場合は、工程の概要を示した表を添付して下さい。

◎届出書等の提出部数

- ・届出書（変更届出書）等の提出部数は、1部です。
- ・届出の受付確認の必要な場合は、届出書（様式第一号）のコピーを持参して下さい。そこに、收受印を押印します。

◎届出書（変更届出書）のつづり方



◎工事現場における標識掲示のお願い

- ・解体工事業者登録票若しくは建設業の許可票の標識を現場に掲示すること。
- ・解体工事の場合は、アスベストの使用の有無を事前調査した結果等を記載した標識を現場に掲示すること。